町県民税の申告相談会に関する問合せ　■税務課町民税係　☎72・6903
マイナンバーカードに関する問合せ　■住民生活課住民年金係　☎72・6908

所得者に対し記帳・帳簿等の保存が義務化されました。作成した帳簿は7年間、請求書や納品書、領収書等の書類は5年間保存してください。

・新たに記帳を行う方や記帳の仕方が分からない方は、税務課にご相談ください。

▼医療費控除

・支払った医療費の領収書は、個人別、病院別に分け事前に集計してきてください。

・対象となる領収書は平成29年中に支払った分です（領収印の日付を確認してください）。例えば、12月分の入院費用を平成30年1月になってから支払った領収書は、今回の申告には含みません。

・老人施設等の介護保険サービスに対する費用を医療費控除する場合は、必ず「医療費控除の対象となる金額」が明記された領収書をお持ちください。（施設に医療費控除用の領収書を発行してもらってください）

・医療費に対して補てんされた金額（高額療養費や医療保険金等）がある場合は、その金額が分かるようにしてきてください。

▼住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）

・平成29年中に入居し初めて控除を受ける方は、左記の書類が必要です。

①登記事項証明書または登記簿謄（抄）本
②請負契約書（売買契約書）の写し
③住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書

※増改築や中古住宅、認定長期優良住宅について控除を受ける際は、更に各種証明書が必要です。

・住宅の建築にあたって補助金の交付を受けた場合は、その金額が分かるようにしてきてください。

・土地についても住宅借入金等特別控除を受ける場合は、土地の①②も必要です。

・2年目以降も申告により住宅借入金等特別控除を受ける方（農業や自営業の方、年末調整がお済でない方）は、③の年末残高証明書と税務署から発行される住宅借入金等特別控除申告書をご持参ください。

※マイナンバー制度の導入により、平成28年分の申告から、原則として住民票の添付が不要となりました。

▼収用等により資産を譲渡した場合の特別控除の特例

・公共事業施行者の収用等により、土地、建物等の資産を譲渡した場合で特別控除の特例を受ける方は、左記の書類が必要です。

①公共事業施行者が交付した各種証明書（買取り等の申出証明書、買取り等の証明書等）
②契約書（土地、建物、移転補償）
③移転補償等に基づき支出した内容が分かる領収書

▼上場株式等に係る配当所得および譲渡所得等の税率

上場株式等に係る配当所得および譲渡所得等の税率は、左記のとおりです。

・期間　平成26年1月1日から
・所得税率　15.315％
・町県民税率　5％

※平成49年までは、復興特別所得税が含まれます。

▼その他

・申告書や収支内訳書等は、1月下旬から本庁税務課または各支所の窓口に用意します。

・申告期間中は、本庁税務課で申告を受け付けることはできません。（収入のない方の申告は除きます）

・ご自身で申告書を作成できる方は、完成した申告書を申告会場に持参するか、大田原税務署に直接提出してください。（大田原税務署へは郵送で提出することもできます）

・申告書の作成は、国税庁ホームページの便利な「確定申告書等作成コーナー」をご利用ください。申告書を印刷し書面で提出するか、e-Tax（国税電子申告・納税システム）のどちらかを選ぶことができます。

・e-Taxを利用するには、あらかじめ電子証明書の取得やICカードリーダライタの購入が必要です。

・以前に生じた損失を引き続き翌年に繰越控除したい方は、平成29年中に申告する所得がなくても、損失申告用の確定申告書を提出しなければなりません。（青色申告者の純損失、特定居住用財産や上場株式等に係る譲渡損失は3年、東日本大震災により生じた雑損失は5年間繰り越すことができます）

・町の申告会場で消費税申告書の作成はできません。消費税の申告は、大田原税務署で申告してください。